



2022年2月17日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ネ ク ソ ン  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 オーウェン・マホニー  
(コード番号：3659 東証一部)  
問 合 せ 先 代 表 取 締 役 植 村 士 朗  
最 高 財 務 責 任 者  
電 話 番 号 03-6629-5318

定款の一部変更に関するお知らせ（定時株主総会付議議案）

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更に関して、2022年3月25日に開催を予定している第20回定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的及び理由

(1) 事業目的事項の追加

当社の今後の事業展開および事業内容の多様化に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。（下線部は変更箇所）

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(17) &lt;条文省略&gt; &lt;新設&gt; &lt;新設&gt; &lt;新設&gt; (18) &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(目的) 第2条 &lt;現行どおり&gt; (1)～(17) &lt;現行どおり&gt; (18) <u>遊戯設備を備える施設の企画および経営</u> (19) <u>イベントの企画および運営</u> (20) <u>飲食店業</u> (21) &lt;現行どおり&gt;</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>附則</u> (株主総会参考書類等の電子提供に関する経過措置) 第2条 変更前の定款第16条の規定の削除および変更後の定款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める改正規定の施行日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第16条の規定はなお効力を有するものとする。 3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会から3か月経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されるものとする。</p>

## 3. 変更の日程

- |             |                |
|-------------|----------------|
| (1) 株主総会開催日 | 2022年3月25日（予定） |
| (2) 効力発生日   | 2022年3月25日（予定） |

以上